さばえつつじまつり期間(５月３日～５日)における西山公園出店要領

１．出店について

①ケータリングカーの出店はできません。

②テント・備品設備は出店者自らが持ち込み設置し、出店場所内の床に傷や汚れが付かないように各自で養生して下さい。

③テントの奥行幅は2ｍ以下とします。

④給排水工事を必要とする出店はできません。公園の設備から水道を使用する事は認めません。

　　 ⑤電気が必要な場合は、携帯発電機を持ち込んで下さい。公園の設備から電気を使用する事は認めません。

　　　⑥火気器具や携帯発電機を使用する場合、必ず消火器を設置して下さい。

　　 ⑦必要とする場合の保健所等への許可申請は出店者自らが行って下さい。

⑧出店は西山公園の全敷地内において、1事業所につき1カ所に制限されます。

⑨出店場所は、都市公園等指定管理者であるパークサポート有限責任事業組合（以下、パークサポートＬＬＰという）が指定する場所とします。

　　　⑩ごみは各出店者が責任をもって処分して下さい。

2．使用料について

　　　①使用料は、１㎡／１日使用につき２００円です。使用期間初日の１０日前までに納金願います。

　　　②使用料算定期間については、営業開始日から営業終了日までとします。なお、雨天時に営業しなかった場合でも減額はしません。

③小間内の床に、万が一傷や汚れがついた場合は各自で補修、清掃を行ってください。また、傷・汚れの程度によってはパークサポートＬＬＰから補修代・清掃代を請求する場合があります。

3．出店の申込について

　　　①さばえつつじまつり用の公園使用許可申請書・店内平面図記入用紙を鯖江商工会議所まで請求してください。

　　　②指定された公園使用許可申請書に詳細を記入してください。

　　　（目的・使用期間・使用方法・面積・施設の種類および構造等）

　　　③指定された店内平面図記入用紙に詳細を記入してください。

　　　（携帯発電機や消火器の設置場所等を正確にもれなく記載し、面積を記入すること）

　　　④申込は、記入済みの公園使用許可申請書と店内平面図記入用紙をパークサポートＬＬＰに持参してください。原則として郵送やＦＡＸは受け付けません。また、必要とする場合は保健所の営業許可書の写しを添付してください。

　　　⑤申込受付期間は平成３1年３月29日（金）午後5時までの持込みとします。

４．出店お断りについて

　　　下記に該当した場合は、パークサポートＬＬＰで調整をし、出店をお断りする場合があります。その場合、申込受付期間終了後、１０日以内に連絡します。なお、出店をお断りする際の判断基準は公表しませんのでご容赦ください。

　　　①出店準備面積より申込多数の場合

　　　②周辺各店の販売物が重複する場合

　　　③会場の都合や安全上の問題による場合

■申込書類請求先

鯖江商工会議所

福井県鯖江市本町３-2-12

℡　0778－51－2800

■申込先（申込書持参に限る）

パークサポート有限責任事業組合(パークサポートＬＬＰ)

福井県鯖江市桜町３-7-20　鯖江市公園管理事務所内

℡　0778－51－1001